

郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手合計額	予納金	備考		
		500円	110円	100円	50円	40円	20円	10円					
民事調停	民事調停		3		3				6	540円	600円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合は、郵便切手で納付する際は、不要。) ※上記の基本料金は、当事者数が、2名までの額 当事者が1名増すごとに200円を追加	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに220円分を追加 (内 訳) 110円2枚 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、本庁に申し立てる場合は大分地裁会計課、管内支部に申し立てる場合は申し立てる管内支部に会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)		1							110円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
	担保不動産競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	20	35		10			10	5	14600円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
	強制競売申立て (本庁に申し立てる場合)		1							110円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
	強制競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	20	35		10			10	5	14600円	不動産3筆まで 50万円 不動産が1筆増すごとに3万円を追加	※予納金の額は不動産によってさらに追加される場合があります。 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
	債務名義に基づく債権差押え	5	6		2				3	3320円		当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 (内訳) 命令正本送達分 110円(債権者分) 1220円(債務者分) 1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 590円(裁判所送付分) 110円(債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。	
	養育費等に基づく債権差押え	5	6		2				3	3320円		当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 (内訳) 命令正本送達分 110円(債権者分) 1220円(債務者分) 1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 590円(裁判所送付分) 110円(債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。	
	財産開示 (本庁に申し立てる場合)		1								110円	7000円	※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	財産開示 (管内支部に申し立てる場合)	10	20		10			10	10		8000円		
	情報取得 (本庁に申し立てる場合)		1								110円	5000円 第三者が1名増すごとに4000円追加	※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	情報取得 (管内支部に申し立てる場合) (不動産・給与)	4	10		4				10		3500円		※第三者が1名増すごとに1290円分を追加 (内訳) 500円2枚 110円1枚 50円2枚 20円4枚
情報取得 (管内支部に申し立てる場合) (預貯金・振替社債等)	2	8		3				4		2110円	2000円 第三者が1名増すごとに2000円追加	※第三者が1名増すごとに1360円分を追加 (内訳) 500円2枚 110円2枚 50円2枚 20円2枚 ※申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、申し立てる管内支部会計係まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
保全	債権仮差押	5	2	2	2			2		3100円		第三債務者が1名増すごとに1920円分(内訳:第三債務者・特別送達費用1220円)(陳述書返送料・裁判所用(書留)590円)(陳述書返送料・債権者110円)追加 債権者に郵送する場合は、1220円追加 ※目録の枚数等により、郵便切手を追加していただく場合があります。	
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	3	2		1			1		1810円		登記嘱託先が「大分地方法務局」以外の場合は590円(返送料・書留)追加 債権者に郵送する場合は、1220円追加 ※目録の枚数等により、郵便切手を追加していただく場合があります。	
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2	2							1220円		債権者に郵送する場合は、1220円追加 ※目録の枚数等により、郵便切手を追加していただく場合があります。	
保護命令	保護命令	6		9	3			3	11	4220円			
労働審判	労働審判		6	1					5	1	870円	1000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合は、郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに150円分を追加 (内 訳) 100円1枚 10円5枚 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、大分地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	本人申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一16項、17項ホ)		110円×(債権者数+保証人数+4枚)、 500円×4枚	13,046円 (官報公告費用)	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者×1 ・保証人×1  申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円2枚、申立人の宛名シール2枚を準備してください。
	代理人申立て			110円×(債権者数+保証人数)		
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別表第一16項、17項ホ)		110円×(債権者数(労働債権者数を含む)+保証人数+公租公課庁数+2枚)	17,049円 (官報公告費用)  一般的には、20万円 (管財費用)	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者(労働債権者を含む)×1 ・保証人×1 ・公租公課庁×1 ・監督官庁×1  申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円2枚、申立人の宛名シール2枚を準備してください。
	法人	1,000円 (民訴費用法別表第一16項)		110円×(債権者数(労働債権者数を含む)+保証人数+公租公課庁数+監督官庁数×2+6枚)	16,264円 (官報公告費用)  一般的には、50万円 (管財費用)	
	債権者申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一12項)		110円×(債権者数(申立人を除く)+保証人数+公租公課庁数+監督官庁数×2+8枚)、 500円×2枚、20円×3枚、10円×1枚	個人債務者の場合には、17,049円 (官報公告費用) 法人債務者の場合には、16,264円 (官報公告費用)  ※管財費用の予納金額については、お問い合わせください。	
	免責許可の申立て	500円 (民訴費用法別表第一17項ホ)		110円×(債権者数+保証人数)	8,646円 (官報公告費用)	

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一12項の2)		110円×債権者数×2	15,120円 (官報公告費用)	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者×2  申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円4枚・20円3枚・10円1枚、申立人の宛名シール4枚を準備してください。
通常再生	個人	10,000円 (民訴費用法別表第一12項の2)		110円×債権者数×2+10枚	※予納金額については、お問い合わせください。	次の数に応じた宛名シールを準備してください。 ・債権者×2  申立人において郵便による送付を希望する場合には、郵便切手110円4枚・20円3枚・10円1枚、申立人の宛名シール4枚を準備してください。
	法人					